

管内一貫経営豚場で発生した亜鉛中毒事例

茨城県県西家畜保健衛生所

○関倫太郎 木村将士

豚に対する亜鉛化合物の添加は栄養成分としてだけでなく、高濃度亜鉛による離乳後下痢症の改善や浮腫病の予防を目的とし、一般的に使用。しかし、亜鉛は動物用医薬品ではなく飼料添加物であり、後者を目的とした場合の明確な用法用量が存在しないにもかかわらず、慣習的な投与が実態。令和7年2月に、母豚約360頭規模の一貫経営豚場において、肥育豚の発育不良や死亡が発生し、原因究明のため病性鑑定を実施。病性鑑定の結果、ウイルスや細菌は検出されず、血液生化学検査により膵炎マーカーであるアミラーゼ・リパーゼ値の上昇、解剖所見により膵臓の褪色と腫大、病理組織学検査により膵臓腺房細胞の変性・壊死が認められ、膵臓に炎症が起きていることを示唆。以上の結果から亜鉛中毒を疑い、亜鉛を対象とした追加検査を実施したところ、ジチゾン染色により膵臓への亜鉛のびまん性蓄積、メタロアッセイにより血清中の亜鉛濃度の上昇を確認。農家聞き取りにより、中毒量を超えた亜鉛の投与歴も確認でき、総合的に亜鉛中毒と診断。農場には亜鉛の給与停止を指導したところ沈静化。亜鉛化合物の添加は、給与量、期間及び豚の状態に留意し給与する必要があると認識。養豚農家に対して、亜鉛化合物の適切な使用法の周知と過剰投与による亜鉛中毒の注意喚起が重要。